

一般組合員

別紙1-3-1

- 印：全員提出
- △ 印：該当する/対象者がいる場合に提出
- ☆ 印：対象者が特別認定（扶養手当を受給しない者）の場合に提出

提出書類一覧表

提出書類 区分	組合員							被扶養者がいる場合				資格確認書（交付されている場合のみ）			
	資格取得（変更）届	個人番号の確認できる書類	年金加入期間等報告書等	共済の年金（老齢・障害）受給権者		資格喪失（変更）届	共済の老齢厚生年金受給権者※1 退職年金（年金払い退職給付）決定請求書等	希望者 3 任意継続組合員資格取得申出書※	被扶養者の認定申告書	個人番号の確認できる書類	配偶者（20歳以上60歳未満）※2		その他、種別及び続柄に応じた添付書類		
				再就職届書	年金証書（原本）						国民年金第3号被保険者関係届			年金手帳等、基礎年金番号の判る書類の写	
資格取得	新規資格取得	○	○	○						△	△	△	△	☆	
	再取得	○	○	○	△	△				△	△	△	△	☆	
	転入（他支部から）	○	○	○	△	△				△	△	△	△	☆	
	転入（他共済から）	○	○	○	△	△				△	△	△	△	☆	
資格喪失	退職						○	△	△希望者						○
	転出（他支部へ）						○								○
	転出（他共済へ）						○								○

※ 1 原則として、退職時に64歳6か月以上の者に限る（R7年度末退職者の場合、生年月日が昭和36年10月1日以前の方）

※ 2 組合員本人が65歳以上で老齢基礎年金の受給資格を満たしている場合、その被扶養配偶者は国民年金の第3号被保険者にならないため、関係届等の提出は不要。

※ 3 資格取得要件、申し出及び掛金払込期日に留意のこと。
なお、再就職し、健康保険の被保険者になる場合には申し出ることができない。

- ・ 退職後引き続き再任用フルタイム職員または公益法人派遣職員になる者については、公立学校共済組合の現職組合員資格が続くため提出書類はなく、資格確認書等も継続して使用できます。（手続きはありません。）

短期組合員

別紙1-3-2

- 印：全員提出
- △ 印：該当する/対象者がいる場合に提出
- ☆ 印：対象者が特別認定（扶養手当を受給しない者）の場合に提出

提出書類一覧表

提出書類		組合員				被扶養者					資格確認書（交付されている場合のみ）	任命権者（適用事業所）※3が提出		
		資格取得（変更）届	個人番号の確認できる書類	資格喪失（変更）届	任意継続組合員資格取得申出書※1	被扶養者の認定申告書	個人番号の確認できる書類	配偶者（20歳以上60歳未満）※2 国民年金第3号被保険者関係届 年金手帳等、基礎年金番号の判る書類の写		その他、種別及び続柄に応じた添付書類		厚生年金保険被保険者資格取得届の写	厚生年金保険被保険者資格喪失届の写	
区分														
短期組合員	資格取得	新規資格取得	○	○			△	△	△	△	☆		○	
		再取得	○	○			△	△	△	△	☆		○	
		転入（他支部から）	○	○			△	△	△	△	☆		○	
		転入（他共済から）	○	○			△	△	△	△	☆		○	
	資格喪失	退職			○	△ 希望者						○		○
		転出（他支部へ）			○							○		○
		転出（他共済へ）			○							○		○

- ※ 1 資格取得要件、申し出及び掛金払込期日に留意のこと。
なお、再就職し、健康保険の被保険者になる場合には申し出ることができない。
 - ※ 2 組合員本人が65歳以上で老齢基礎年金の受給資格を満たしている場合、その被扶養配偶者は国民年金の第3号被保険者にはならないため、関係届等の提出は不要。
 - ※ 3 教育庁・県立学校等については所属長、市町村立学校については教育事務所長
- ・ 2以上の県立学校等、公立学校共済組合大分支部の短期組合員になるべき適用事業所2か所で勤務している者については、厚生年金保険の適用事業所となる所属所から届け出てください。

提出書類一覧表

○ 印：全員提出

△ 印：該当する/対象者がいる場合に提出

提出書類 区分	組合員				資格喪失(変更)届	被扶養者	資格確認書(交付されている場合のみ)	任命権者(適用事業所) ※3が提出			
	資格取得(変更)届	年金加入期間等報告書等	共済の年金(老齢・障害)受給権者			配偶者(20歳以上60歳未満)※2		事実上の任用存続に係る任命権者の申立書	厚生年金保険被保険者資格取得届の写	厚生年金保険被保険者資格喪失届の写	
			再就職届書	年金証書(原本)※1		国民年金第3号被保険者関係届					
資格変更	一般 → 短期 (前の所属所から提出)					○	△ 種別確認届	△ ※4		○	
	短期 → 一般 (新たな所属所から提出)	○	○	△	△		△ 種別確認届	△ ※4			○
その他	組合員番号変更							○			
	空白期間の資格継続						△ お問合せください		○ 新たな事業所から	△ 事業所が変わる場合	△ 事業所が変わる場合
	適用事業所の変更									○ 新たな事業所から	○ 前の事業所から

※ 1 他の共済組合が支給する年金である場合に提出(公立学校共済組合の年金の場合、不要)

※ 2 組合員本人が65歳以上で老齢基礎年金の受給資格を満たしている場合、その被扶養配偶者は国民年金の第3号被保険者にならないため、関係届等の提出は不要。

※ 3 教育庁・県立学校等については所属長、市町村立学校については教育事務所長

※ 4 組合員番号が変わる場合

・引き続き12月を超えてフルタイムで勤務した会計年度任用職員が一般組合員の資格取得する際には、上表の他に発令事項、勤務実績、給与等が分かる書類を添える必要があります。